

泉佐野市

第 10 期分別収集計画

令和 4 年 7 月

(令和元年 7 月 1 5 日作成)

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、当市においても施設の老朽化が進み、令和12年度の供用開始を目途に新施設の整備作業を進めているところであるが、それまでの間、延命化措置を施しながら現在の施設を運用しなければならないという厳しい状況にある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大きな部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、焼却量並びに最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や焼却施設及び最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	3,707 t	3,677 t	3,646 t	3,614 t	3,584 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当っては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、廃棄物減量等推進員を活用し、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、ごみ処理施設の見学会などを活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量、焼却施設や最終処分場、ごみ処理に要する経費の実態等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を啓発する。

・買い物袋持参の促進

買い物袋（マイバッグ）持参の徹底等の普及啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を図る。

・リターナブル容器等の利用促進

リターナブル容器や再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の啓発を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、泉佐野市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも の（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのも の	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物
 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の
 見込み
 (法第8条第2項第4号)

(単位：トン)

		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器		116		116		116		115		115	
主としてアルミ製の容器		52		52		51		51		51	
無色のガラス製容器	(合計)	296		295		294		293		292	
	(引渡数量)	0		0		0		0		0	
	(独自処理数量)	296		295		294		293		292	
茶色のガラス製容器	(合計)	247		247		246		245		244	
	(引渡数量)	0		0		0		0		0	
	(独自処理数量)	247		247		246		245		244	
その他のガラス製容器	(合計)	222		222		221		220		219	
	(引渡数量)	71		71		71		70		70	
	(独自処理数量)	151		151		150		150		149	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		5		5		5		5		5	
主として段ボール製の容器		318		317		315		314		313	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	3		3		3		3		3	
	(引渡数量)	0		0		0		0		0	
	(独自処理数量)	3		3		3		3		3	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)	114		113		113		112		112	
	(引渡数量)	0		0		0		0		0	
	(独自処理数量)	114		113		113		112		112	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	582		580		579		577		575	
	(引渡数量)	582		580		579		577		575	
	(独自処理数量)	0		0		0		0		0	
うち 白色トレイ	(合計)	0		0		0		0		0	
	(引渡数量)	0		0		0		0		0	
	(独自処理数量)	0		0		0		0		0	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項の規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝過去5年間の分別基準適合物等の収集実績（1人当たりの排出量）×人工変動率を乗じた予想人口数

平成20年4月1日から実施のその他プラスチック製容器包装の再資源化業務に伴い、今まで一部の公共施設へ持ち込まれていた白色トレイは、その他プラスチック製容器包装と一本化して収集している。

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、町会等により集団回収された容器包装廃棄物についても、分別収集されたものとして取り扱う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン	町会等による集団回収 市による定期回収	集団回収分は民間業者、定期回収分は市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	市による定期回収	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町会等による集団回収 市による定期回収	集団回収分は民間業者、定期回収分は市
	段ボール	段ボール	町会等による集団回収 市による定期回収	
	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装	町会等による集団回収 市による定期回収	

プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市
	(白色発砲スチロール製食品トレイ) その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	市による定期回収	市

注1) 選別・保管等段階に記載の市とは、市の委託業者及び泉佐野市田尻町清掃施設組合を含む。

なお、スーパー店頭などで多種類にわたる容器包装廃棄物の分別回収については、民間業者が行う。

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設整備計画を下表に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン	袋	2tハッカー車及び軽ダンプ車	その他の選別施設 (民間業者)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン	袋	2tハッカー車及び軽ダンプ車	その他の選別施設 (民間業者)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	2tハッカー車及び軽ダンプ車	ストックヤード
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	その他紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	袋	2tハッカー車及び軽ダンプ車	その他の選別施設 (民間業者)
その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	袋	2tハッカー車及び軽ダンプ車	その他の選別施設 (民間業者)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民や事業者、公共的団体の代表者、学識経験者等の委員で構成された泉佐野市環境衛生審議会において、分別収集に係る重要事項について調査審議する。また、廃棄物減量等推進員制度を活用し、自主的な地域リサイクル活動を促進していく。
- ・ 町会等による集団回収を促進するため、報償金の交付を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・ 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。